

第13号議案

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成23年2月22日提出

芦屋市長 山 中 健

提案理由

国家公務員の国際機関等への派遣制度の改正を参考に、外国の地方公共団体の機関等へ派遣される職員の給与に関する規定を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を
改正する条例

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成14年
芦屋市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「派遣職員には」の次に「，規則の定めるところにより，その派遣
先の勤務に対して報酬が支給されないとき，又は当該勤務に対して支給される報酬の
額が低いと認められるときは」を加え，「100分の70」を「100分の100以
内」に改め，同項ただし書を削り，同条第2項中「派遣職員の」，「本文」及び「当
該」を削る。

附 則

この条例は，平成23年4月1日から施行する。

参 照

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

国家公務員の国際機関等への派遣制度の改正を参考に，外国の地方公共団体の機関等へ派遣される職員の給与に関する規定を整備するため，この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 国際機関等に派遣される職員に支給される給与について，派遣期間中の給与年額と派遣先機関からの報酬年額との合計額が，外務公務員給与に相当する給与年額を超えないようにするため，派遣期間中の給与の支給割合を100分の70未満（現行は100分の70以上）にも設定できるようにする。（第4条関係）
- (2) その他関係条文の整理

3 施行期日

平成23年4月1日